

ただとも通信 No.49

<https://note.com/tadatomo11> 2022.11.11 発行

参議院憲法審査会、次席幹事として 憲法を変えるのではなく、活かすことを主張

参議院選挙後初めての参議院憲法審査会が 11 月 9 日に行われ、立憲民主党の次席幹事として参加しました。今年の通常国会から自民、公明に加えて維新の会と国民民主党が衆議院憲法審査会の毎週開催を強く要求し、ほぼ毎週開催されることとなりました。そうした中、私も何としても改憲発議は阻止しなければならないとの思いで、立憲民主党の衆議院の幹事とも度々協議し改憲・国民投票の発議に持ち込ませないように働きかけてきました。

残念ながら 7 月の参議院選挙で、憲法改正を主張する国会議員が 3 分の 2 以上を占める結果になりました。10 月 3 日から第 210 回臨時国会が開かれ、憲法審査会が衆議院では 1 回、参議院では 9 日に初めて開かれました。今回は憲法のあり方について、各政党、委員が意見を述べました。各会派の代表がまず 7 分ずつ意見表明をして、それからは他の出席者から 1 人 3 分の持ち時間の範囲内で意見表明が行われました。

立憲民主党は冒頭、小西洋之議員(筆頭幹事)が会派を代表して「憲法審査会の役割は、憲法違反問題を議論することが主眼である。憲法改正の発議をする前に、憲法や問題をしっかり議論をして、そして法律で対処できるものは法律で対処すべき」と主張しました。また、「2015 年の安保関連法の集団的自衛権を行使できないという憲法解釈を変えて、米軍と一体的に自衛隊を活動できる法整備が行われたことも明らかに問題であり憲法違反である」との立場で議論を行いました。

今、衆議院、参議院でもそうですが、特に参議院の一票の格差の問題で高等裁判所での違憲判決も最近続いています。その一票の格差の問題、そして関連する参議院選挙区の合区の解消の問題もしっかり議論していかなければなりません。併せて、安倍元総理の銃撃事件をきっかけにして、旧統一教会の問題も出ています。政治と宗教の関係、また強行された安倍元総理の国葬に関わる問題、これも憲法上、様々な問題が生じています。

国民投票法改正案についても CM、インターネット規制、最低投票率の問題、また公務員の国民投票運動等の課題についてもしっかり議論し、解決していかなければなりません。そうした意味では、未だ改憲国民投票の条件整備が整っていないと考えます。

私は、これまで日本国憲法が、施行以来 75 年間改正されなかった理由を三つ申し述べました。「第 1 は、日本国憲法がよくできていること。第 2 は、国民が憲法を変えることを望まなかったこと、第 3 は、これまでの社会経済情勢の変化を踏まえ、法律の制定や改正で補完してきた結果として、一度も改正されませんでした。今後とも、そうした日本国憲法の良き伝統、経緯を踏まえ、参議院は熟議の府、良識の府である事を踏まえ、参議院らしい慎重で冷静な憲法議論が参議院憲法審査会で行われるべき」と強く訴えました。これからも参議院憲法審査会の一員として、また立憲民主党の憲法調査会の会長代理として、「今大事なことは、憲法を変えることではなくて活かすことだ」と自分に言い聞かせながら、私に与えられた役割を果たしていきます。